

改 正 案	現 行
<p>平成二十四年度の献血の推進に関する計画</p> <p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第一項の規定に基づき定める平成二十四年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十六号）に基づくものである。</p> <p>第一 平成二十四年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <p>平成二十四年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤〇・〇〇一リットル、赤血球製剤五十四万リットル、血漿製剤二十七万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ〇・〇〇二万リットル、五十四万リットル、二十七万リットル、十七万リットルが製造される見込みである。</p> <p>さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成二十四年度には、全血採血による百四十五万リットル及び成分採血による六十三万リットル（血漿採血二十八万リットル及び血小板採血三十五万リットル）の計二百八万リットルの血液を献血により確保する必要がある。</p> <p>第二 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成二十四年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>一 献血に関する普及啓発活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の</p>	<p>平成二十三年度の献血の推進に関する計画</p> <p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第一項の規定に基づき定める平成二十三年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十六号）に基づくものである。</p> <p>第一 平成二十三年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <p>平成二十三年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤〇・〇二万リットル、赤血球製剤五十四万リットル、血漿製剤二十七万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ〇・〇二万リットル、五十四万リットル、二十七万リットル、十七万リットルが製造される見込みである。</p> <p>さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成二十三年度には、全血採血による百四十五万リットル及び成分採血による六十二万リットル（血漿採血二十七万リットル及び血小板採血三十五万リットル）の計二百七万リットルの血液を献血により確保する必要がある。</p> <p>第二 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成二十三年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>一 献血に関する普及啓発活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象と</p>

実情に応じ、対象となる年齢層への啓発、献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤がこれが必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血の正しい知識や必要性、血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力することが必要である。また、少子高齢社会を迎えたことによる血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。さらに、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成二十二年一月二十七日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成二十三年四月一日に施行された採血基準の改正について、国民に対して十分に広報を行い、献血への協力を求める必要がある。

(略)  
1 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

なる年齢層や地域の実情に応じた啓発、献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけることが求められる。

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤がこれが必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力することが必要である。また、少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。さらに、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成二十二年一月二十七日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成二十三年四月一日に施行される採血基準の改正について、国民に対して十分に広報を行い、献血への協力を求める必要がある。

(略)  
1 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

(略)

ア 若年層を対象とした対策

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献身体験の促進に組織的に取り組む。また、若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、気軽に目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、実効性のある取組が必要である。特に十代層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り四〇〇ミリリットル全血採血が十七歳から可能となつたこと等について情報を伝え、献血者の協力を得る。さらに、子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。

国は、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材、中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県、市町村及び採血事業者と協力して、これらの教材等を活用しながら、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(略)

採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうと

(略)

ア 若年層を対象とした対策

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献身体験の促進に組織的に取り組む。また、若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、同世代からの働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。特に十代層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り四〇〇ミリリットル全血採血が十七歳から可能となること等について情報を伝え、献血者の協力を得る。さらに、子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。

国は、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県、市町村及び採血事業者と協力して、これらの教材等を活用しながら、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(略)

採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうとする

する者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

イ 五十歳から六十歳代を対象とした対策

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある五十歳から六十歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。また、血小板成分採血について、採血基準の改正により、男性に限り六十九歳まで（六十五歳から六十九歳までの者については、六十歳から六十四歳までの間に献血の経験がある者に限る。）可能となったことについて情報を伝え、献血者の確保を図る。

ウからエ（略）

オ 献血推進キャンペーン等の実施

国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある四〇〇ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、七月に「愛の血液助け合い運動」を、一月及び二月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

（略）

2から3（略）

4 献血推進協議会の活用

（略）

都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業

者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

イ 五十歳から六十歳代を対象とした対策

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある五十歳から六十歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。また、血小板成分採血について、採血基準の改正により、男性に限り六十九歳まで（六十五歳から六十九歳までの者については、六十歳から六十四歳までの間に献血の経験がある者に限る。）可能となったことについて情報を伝え、献血者の確保を図る。

ウからエ（略）

オ 献血推進キャンペーン等の実施

国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある四〇〇ミリリットル全血採血並びに成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、七月に「愛の血液助け合い運動」を、一月及び二月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

（略）

2から3（略）

4 献血推進協議会の活用

（略）

都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業

者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

5 (略)

二 (略)

第三 その他献血の推進に関する重要事項

一 献血の推進に際し、考慮すべき事項

1 (略)

2 献血者の利便性の向上

(略)

都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。また、採血事業者とともに、献血実施の日時や場所等について、国民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う必要がある。

3 から5 (略)

6 二〇〇ミリリットル全血採血の在り方について

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、四〇〇ミリリットル全血採血を基本として行う必要がある。

しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、周知啓発の取組を積極的に行うとともに、初回献血を中心に二〇〇ミリリットル全血採血を推進することが重要である。

二 (略)

三 災害時等における献血の確保等

者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

5 (略)

二 (略)

第三 その他献血の推進に関する重要事項

一 献血の推進に際し、考慮すべき事項

1 (略)

2 献血者の利便性の向上

(略)

都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。

3 から5 (略)

6 二〇〇ミリリットル全血採血の在り方の検討

国は、二〇〇ミリリットル全血採血の在り方について、医療機関における使用実態等を踏まえ、検討を行う。

二 (略)

三 災害時等における献血の確保等

(略)

平成二十三年三月の東日本大震災により、東北地方の一部の地域（岩手県、宮城県、福島県）で献血の受入れができない状況となったが、全国の非被災地において被災地域の需要分を加えた献血血液を確保することによって、血液製剤を安定的に供給することができた。今後も、献血血液の確保に支障を来さないよう、継続的に全国的な献血の推進を図っていくことが重要である。

また、東日本大震災の際には、停電や一般電話回線（携帯回線を含む。）の輻輳により、通信手段の確保が困難となったほか、精油所等の被災や燃料の流通に支障が生じたことにより、移動採血車等の燃料の確保も困難となった。このことから、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や燃料の確保が確実に行われるよう対策を講ずる必要がある。

#### 四 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

(略)

(略)

#### 四 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

(略)